

# お知らせ

## 大衡村奨学生募集

◆資格  
 ・本村に2年以上居住している方  
 ・子で、高等学校・高等専門学校・専修学校・大学（短大を含む）・大学院に在学中の方  
 ・生計を一にする方の事情により、奨学金の貸与がなければ在学が困難な方  
 ・日本学生支援機構その他の奨学金の貸与を受けない方  
 ※今回の募集は、在学中の方のみを対象としています。

### ◆貸与額（月額）

高等学校・高等専門学校・専修学校 2万円以内  
 大学・短大 3万円以内  
 大学院 4万円以内

### ◆申込期限

9月21日（金）

### ◆問い合わせ先

教育学習課  
 ☎341-8517



## 敬老会開催のお知らせ

平成30年度村敬老会を開催します。  
 アトラクションでは、演歌歌手による歌謡ショーや大衡村文化協会による多彩なステージで皆様をお待ちしています。

◆日時 9月15日（土）

午前10時～正午

◆会場 中学校講堂

◆対象者 昭和19年1月1日以前に生まれた方

◆問い合わせ先

健康福祉課 ☎345-0253



## 各種医療費助成受給者証の更新について

万葉すくすく子育てサポート医療費・心身障害者医療費・母子家庭医療費の各助成受給者証の有効期限は平成30年9月30日までで、該当の方は受給者証の更新が必要です。

該当事者に更新に必要な書類を送付していますので、内容をご確認のうえ期限内に住民生活課窓口へ提出してください。

新しい受給者証は、郵送でお届けします。

### ◆問い合わせ先

住民生活課  
 ☎341-8512

## ありがとうございます

協業組合仙豆漬境人社の渡邊浩一理事長から萩原村長に寄付金が手渡されました。

今後、村民の社会福祉向上のために大切に活用させていただきます。



## 生活相談

◆日時 5日（水）・12日（水）・19日（水）・26日（水）  
 午前9時～正午  
 ◆場所 平林会館1階料理講習室  
 ◆内容 生活の中での悩みごと、心配ごとなどの相談（当日の電話相談も受け付けます。）  
 ◆問い合わせ先 社会福祉協議会 ☎345-6631

## 宮城県司法書士会による出張相談会（無料）

◆日時 12日（水）午後1時～4時  
 ◆場所 平林会館1階料理講習室  
 ◆内容 売買・贈与・相続等不動産登記、多重債務に関する相談、成年後見制度（判断能力に不安のある方の財産管理）  
 ◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

## バイオマスタウン構想の取り組み

### 大衡村

### 「生ごみ分別収集モデル実証事業」休止について

村では、衡中東、ときわ台地区、定住促進住宅の皆さんにご協力いただき、家庭から排出される生ごみを分別収集して有機たい肥にリサイクルする取り組みを実施してきましたが、たい肥製造業者の受入体制変更による各ご家庭への負担増や、生ごみ排出量の減少等により、事業継続が難しい状況となりました。

このため、8月31日（金）をもって「生ごみ分別収集モデル実証事業」を休止とさせていただきます。

なお、9月以降はごみ集積所の収集容器を撤収しますので、生ごみは燃えるごみとして指定袋に入れて出してください。

※たい肥の無償受け取りについても、9月以降は事業休止のため受け取ることができませんので、ご理解をよろしくお願いします。

◆問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510

## 王城寺原演習場における日英共同訓練の実施について

9月下旬から、王城寺原演習場において日英共同訓練が行われます。

### ◆目的

陸上自衛隊の統合火力誘導等に係る戦術技量の向上及び日英の連携強化

### ◆訓練期間

9月30日（日）～10月14日（日）

### ◆訓練場所

王城寺原演習場

### ◆訓練内容

統合火力誘導等（目標に対する偵察・監視や指揮所への情報伝達など）

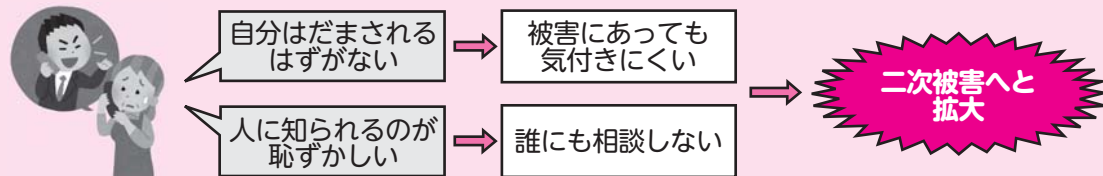
### ◆問い合わせ先

東北防衛局地方調整課  
 ☎297-8212  
 企画財政課  
 ☎341-8510

## 消費生活相談窓口から \* 転ばぬ先の消費者知識 \*

### ☆消費者被害にあわないために「大切なお金を守りましょう」

近年、悪質商法による高齢者の被害が増加しており、高齢者の大切な「老後の資金」を狙ってくるため、被害額も高額になっています。



### 消費者被害にあわないためにはどうすればよいでしょうか？

今どんな被害が起きているかを知ることです。何が起きているかわからなくては防ぎようがありません。自分には関係が無いと言って耳をふさぐのではなく、情報を取り入れてください。

「自分の身は自分で守る」という気持ちが大事です。

◆安易に知らない人を家に入れない。（一度家に入れてしまうと追い返すのが難しい）

◆うかつに自分の財産などについて他人に話さない。

（時と場所をよく考えないと、誰かに聞かれているかも知れません）

◆一人ですぐに契約しないで、必ず誰かに相談して決める。

（「今すぐ契約を」と迫られても即決しない）

もし必要のない契約をしてしまった場合でも取り消せる場合があります。「だまされた自分が悪いのだから・・・」と泣き寝入りしないで、できるだけ早く相談しましょう。

「怪しいな」と思った時は、すぐに家族や消費生活相談窓口にご相談しましょう。

### 今月の消費生活相談

◆日時 5日（水）・12日（水）・18日（火）・26日（水） 午前9時～午後4時

◆場所 平林会館2階第3研修室

相談は予約不要で、電話での相談もできます。お気軽にご相談ください。

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

